

農業経営基盤の強化の促進に
関する基本的な構想

令和5年9月

多古町

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	農業経営基盤強化の基本的な推進方向	1
2	効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標と育成方向	1
3	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	4
4	優良農地の確保と土地基盤整備の基本的な方向	5
5	農業生産の基本的な推進方向	5
6	効率的かつ安定的な農業経営体、兼業農家、高齢農家等の役割分担の誘導方向	6
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	8
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型 ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指針	23
第3	第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	26
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	26
2	市町村が主体的に行う取組	26
3	関係機関の連携・役割分担の考え方	27
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提 供	27
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用 地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	28
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	28
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	28
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	30
1	第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基 準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	30
2	利用権設定等促進事業	31
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地 利用改善事業の実施の基準に関する事項	37
4	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実 施の促進に関する事項等	40
5	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	41
6	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	41
7	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	43
第6	その他	45

別紙1 (第5の2の(1)⑥関係)	46
別紙2 (第5の2(2)関係)	48

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業経営基盤強化の基本的な推進方向

多古町の基幹産業である農業を活性化させ、魅力ある産業として次世代に引き継ぐことができる農業農村を創造するための農業経営基盤強化の基本的な推進方向は、次のとおりとする。

- (1) 若い人が希望をもって取り組める高所得農業の推進
 - ・・・青年等の就農促進、もうかる農業の推進、担い手の育成、確保
- (2) 安全で消費者ニーズに応えた良質な食糧を供給できる農業の推進
 - ・・・高付加価値農業の推進
- (3) 伝統的な農村文化の継承と快適な農村住環境整備の推進
 - ・・・良質で快適な農村住空間の創造
- (4) 環境保全等の公益的機能を維持できる農業の推進
 - ・・・国土保全農業の推進

2 効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標と育成方向

(1) 農業構造の動向と今後の見通し

多古町の農業は、昔から町の基幹産業として発展してきた。

栗山川流域を中心とし、食味の良い「多古米」で有名な稲作、北総台地の一角を成す畑作地帯、そして畜産の3部門を中心にバランス良く構成されてきた。

令和2年の農業産出額は1,148千万円であり、その内訳は稲作154千万円、畑作580千万円、畜産414千万円となっている。

農業構造については、昭和53年に成田国際空港が開港、多古工業団地の完成により兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、近年、兼業化の一層の進展により、下記の表のとおり農業の担い手不足が深刻化している。

	総農家数 (戸)	主業農家 (戸)	準主業農家 (戸)
平成22年	1,414	331	252
平成27年	1,228	232	149
令和2年	989	170	86

こうした中、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は、農地の資産的保有傾向が強く、これまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になり兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高くなっている。

また、農業就業人口の高齢化・減少化に伴い、農業後継者がいない、担い手に集積されない農地等で、一部遊休化した農地が増加傾向にある。

これを放置すれば、担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標

農業構造の動向に的確に対応し、本町の農業が発展するためには、職業として「魅

力ある農業の確立」を図ることが必要である。

このため、他の産業と遜色ない

- ① 年間農業所得
- ② 年間労働時間
- ③ 労働環境

の確立を効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標とする。

具体的な育成目標として、主たる従事者一人当たり

- ① 年間所得 520 万円以上
 - ② 年間労働時間 1,800～2,000 時間程度（主たる従事者一人当たり）
 - ③ 定期休暇、臨時休暇を取得できる経営
- を育成目標とする。

（3）効率的かつ安定的な農業経営体の育成方向

ア 認定農業者制度の活用

効率的かつ安定的な農業経営の改善を促進するため、認定農業者制度を活用し、農業経営改善計画の作成指導や認定後の農業経営改善計画達成に向けた町や農業委員会、農業事務所、農業協同組合など地域の関係機関・団体による指導・助言、女性や若い世代、高齢者の能力を活かすための夫婦・親子間の農業経営改善計画の共同申請を推進する。

また、認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮しながら経営発展できるよう、担い手への利用集積やICT等の省力化技術の導入等の推進及び経営所得安定対策、低金利融資制度など各種支援策の活用を支援する。

イ 組織経営体の育成方向

土地、資本力、労働力の弱い農家を統合しながら組織化を進め、利用権設定や農作業の受託による経営規模の拡大を推進するとともに、法人化へと誘導し、体質強化を図る。

水稻に関しては、既に組織されている「やる気集団」のメンバーを地域リーダーとし、農作業受委託の営農集団を育成する。

（4）効率的かつ安定的な農業経営体の育成に関する支援の方向

多古町は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮し、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たっては、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

ア 農用地の流動化に係る支援

今後の農業経営は、数こそ少ないが大規模経営体と労働力の少ない小規模経営体とに分けられ、後者の一部は農業から他産業へ生計の道を求めることが考えら

れるため、農地を耕作放棄地として荒廃させることのないよう、また、大規模経営体育成のためにも利用権設定や農作業受委託等の農地の流動化を積極的に進める必要がある。

認定農業者等規模拡大に意欲ある農業者への農地集積を進めるため、利用権設定等促進事業や農地中間管理事業を積極的に活用する。

また、地域農業のあり方について集落・地域で話し合い、効率的かつ安定的な農業経営を営む者等への農地の集約化等に関する将来方針を作成する「地域計画」の策定を促進する。

イ 資金の融資に係る支援

借入金利の低い農業制度金融（日本政策金融公庫資金、農業近代化資金）の普及の推進を図るとともに、農業協同組合等関係機関と協力し、融資実行の迅速化を図る。

ウ 補助労働力の確保に係る支援

農家戸数の減少や農業従事者の高齢化などによる慢性的な労働力不足に対応するため、若者、女性、他産業を退職した人材や外国人材などの多様な人材確保と、障害者の社会参画と農業経営の発展の双方を実現する「農福連携」により、雇用労働力の安定的な確保に向けた取組みを推進する。

エ 農業経営体の資質の向上に係る支援

効率的かつ安定的な農業経営体の育成、強化を図るためには、経営体そのものの資質の向上が不可欠である。

そのため、次により資質の向上を図る。

- ・新しい生産技術の導入のための研修等の実施
- ・消費者、市場、異業種等との交流の推進
- ・財務管理関係の研修の実施
- ・リーダー育成のための能力開発研修の実施

また、将来の担い手育成のため、地元の小学校、中学校、高校の教育機関と連携をとりながら、農業に対する理解を深める施策を実施する。

特に高校については、農業高校の施設、人材を最大限活用し、次のような研修を行う。

- ・農場等施設を利用した公開講座の実施
- ・ICTを活用した公開授業の実施
- ・先端技術の紹介

オ 農用地利用改善団体設立への支援

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落のすべてにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。

また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

多古町の新規就農者は、5年ほど前から年間3名前後で推移している。従来からの基幹作物である多古米や大和芋等の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、多古町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や千葉県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標450人を踏まえ、多古町においては年間10人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で5法人増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

多古町及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（従事者1人あたり270万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた多古町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業事務所や地域連携推進員、農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営

体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

4 優良農地の確保と土地基盤整備の基本的な方向

(1) 優良農地を確保するための基本的な方向

優良農地を確保、保全することは、農業振興を図る上で必要不可欠であることから、多古町農業振興地域整備計画に基づき、優良農地の集団的保全に努め、無秩序な土地利用を防止するとともに、保全農地としての区域を明確にし、優良農地の確保を図る。

(2) 土地基盤整備の基本的な方向

ア 土地基盤整備の現状

多古町は、生産基盤としての耕地面積は、県内町村においてもトップクラスの面積を有しており、気候、土壌条件にも恵まれている。

しかしながら、水田は、一部が両総用水、北総東部用水及び成田用水事業で整備されているものの、大半は明治時代から昭和30年代前半に実施された10a程度の小区画で、用排水施設の不備な湿田もある。

一方、台地部の畑作地帯においては、昭和50年代から北総東部用水及び成田用水事業により基盤整備が実施されている。

イ 土地基盤整備の基本的な方向

農産物の自由化等により、生産コストの低減をより一層図る必要がある。

また、大規模経営体への農地の集積を進める観点からも、地域の実情にあった基盤整備が重要である。

水田単作地帯では地域の実情にあわせ、大区画を中心とした基盤整備を推進する。また、農地中間管理事業、利用権設定促進事業による農地の流動化により、意欲ある農業者への利用集積を推進し、機械利用の効率化を図ることにより、コストの低減を図る。ほ場整備とあわせて用排水施設の整備を推進し、用水の安定確保と湛水等による農業被害の防止を図る。

さらに、大型機械の導入等により共同利用方式を確立させ、農業機械への過剰投資を抑制する。

谷津田地帯については、生産性や地理的条件等により耕作放棄などの荒廃化が進んでいるため、早急な対応が必要である。

農地の公益的機能を確保するため、水辺空間を利用した景観整備、農道整備等多目的に利用可能な基盤整備を推進するとともに、畑作地帯では、作目に適したかんがい施設の整備を推進し、農道整備、区画整理、排水改良等の推進により農産物輸送の合理化と生産性の安定、向上を図る。

5 農業生産の基本的な推進方向

(1) 農業生産の基本的な推進方向

農畜産物生産の基本的な推進方向は、消費者ニーズに対応し「安全」「新鮮」「美味しい」を基本とするとともに、良質な農畜産物の安定生産と適正な価格での安定供

給を図るため、品質、収量の向上と省力化、生産コスト低減技術の普及・指導を積極的に推進する。

また、「環境にやさしい農業」の実現を図るため、化学農薬や化学肥料をできるだけ使わない施肥・防除技術の普及を推進する。

I C TやA Iの技術を活用した「スマート農業」を普及し、労働力不足の改善のため、農作業の省力化・軽労化を図る。

(2) 流通体制整備の基本的な推進方向

消費者に新鮮で安全な食料の安定供給を行うとともに、需要の多様化に対応した流通体制の整備を図る。

また、「道の駅多古」での農産物直販体制の充実を図るとともに、海外も視野に入れた販路構築を検討していく。

6 効率的かつ安定的な農業経営体、兼業農家、高齢農家等の役割分担の誘導方向

今後、農業構造の階層分化の進展が予想される中で、農地の有効利用や農村地域の活性化を図るためには、農業経営体、兼業農家、高齢農家、土地持ち非農家等との密接な連携、協力が必要である。

(1) 地域農業経営体等への参加

集落全員が参加する集落農場等の地域農業経営体に対し、土地、労働力等の提供を行い、その経営体の構成員としてそれぞれのメリットを生み出せるよう役割分担の調整等を図る。

(2) 高齢者等による地域の活性化

高齢農家の経験・技術・知恵・能力を活かし、次世代に継承することで、生き甲斐を持って活躍できる環境づくりに努める。

(3) 快適な農村生活環境の形成

農村集落の快適な住環境を形成するためには、集落全員の合意形成と自主的な取組が不可欠である。

生活環境改善のための計画づくりやその実行に際して、住民同士の話し合いによる合意の形成と役割分担の明確化等についての支援を行う。

(4) 家族経営協定の推進

家族労働力中心の経営体にあっては、経営に参画しているという職業人としての意識を明文化するため、「家族経営協定」を推進し、役割を明確にしたパートナーシップ経営を支援する。

(5) 女性農業者の参加、協力

町内における農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進とともに、集落営農の組織化・法人化に当たっての話

合いの場に女性の参加を呼びかけるなど、女性農業者の積極的な地域農業への参加、協力を図る。女性農業者が活躍できる環境づくりを進め、持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである男女平等参画や女性の活躍を推進する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1で示した目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標として、多古町における主要な営農類型を示すと、以下の個別経営体13類型、組織経営体1類型の14類型である。

1. 個別経営体

- ・ 水稲専作
- ・ 水稲 + 露地野菜
- ・ 施設野菜専作（みつば養液栽培）
- ・ 〃 （なす）
- ・ 露地野菜+施設野菜
- ・ 露地野菜専作
- ・ 露地野菜専作（やまといも他）
- ・ 施設花き専作（シクラメン）
- ・ 植木専作
- ・ 酪農
- ・ 肉用牛
- ・ 養豚一貫経営
- ・ 養鶏専業経営

2. 組織経営体

- ・ 水稲専作

個別経営体

営農類型	規模	目標	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
水稲専作	経営面積 水田 24 ha うち自作地 3.0 ha うち借入地 21.0 ha 作業受託 田植 5 ha 刈取 5 ha 労働力 家族 2 名 (主たる従事者1名)	所得 521万円 労働時間 3,600時間 家族労働 3,600時間	[資本装備] ・トラクター45ps ・トラクター60ps ・畦塗機 ・ロータリー1.8m ・ドライブハロー3.4m ・育苗施設 ・側条施肥田植機6条 ・動力散布機 ・刈払機 ・コンバイン6条 ・乾燥・調製施設 ・ダンプトラック2t ・軽トラック ・作業場、倉庫 [技術内容] ・適正な品種の組み合わせ ・適正な水管理 ・倒伏防止対策 ・省力化技術導入 ・特別栽培米の導入 ・圃場集約化	・長期間の借地 ・ほ場の大型連担化 ・ほ場別生産状況の記録 ・複式簿記の記帳 ・家族経営協定の締結	・月給制の導入

【算定根拠】

$$\begin{array}{rcl} \text{農業粗収益} & - & \text{農業経営費} = \text{農業所得} \\ \underline{2,893 \text{ 万円}} & & \underline{2,372 \text{ 万円}} \quad \underline{521 \text{ 万円}} \end{array}$$

- | | |
|------------------------------|-----------------|
| 1 品 種 | 5 所得率 |
| 主食用米 14.0ha | 18% |
| コシヒカリ 10.0ha | 6 単位当たりの労働力 |
| その他 4.0ha | 15時間/10a |
| 飼料用米 10.0ha | 7 10a当たり地代 |
| 2 規 模 | 15,000円 |
| 24ha (自作地 3.0ha、借入地 21.0ha) | 8 10a当たりの作業委託料金 |
| 作業受託 (田植 5.0ha、刈取 5.0ha) | 田植 8,300円 |
| 3 生産量 | 刈取 18,300円 |
| 主食用米 : 76,160kg (544kg/10a) | |
| 飼料用米 : 63,000kg (630kg/10a) | |
| 4 単価 | |
| 主食用米 : 236円/kg 飼料用米 : 10円/kg | |
| ※飼料用米交付金90,000円/10a | |

個別経営体

営農類型	規模	目標	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
水稲＋ 露地野菜 ・水稲 ・食用かんしょ ・にんじん ・だいこん ・ばれいしょ	水田 1.5 ha 畑 2.2 ha 労働力 家族 3 名 (主たる従事者1名)	所得 523万円 労働時間 5,360時間 家族労働 5,360時間	[資本装備] ・トラクター23ps ・田植機4条 ・動力散布機 ・マルチ同時消毒機 ・つる刈り機 ・根菜類収穫機 ・かんしょ洗浄機 ・マルチ同時播種機 ・にんじん洗浄機 ・重量選別機 ・だいこん洗浄機 ・動力噴霧機 ・トラック ・軽トラック ・小型予冷庫 ・作業場、倉庫 [技術内容] ・高度な栽培技術による良品多収生産 ・機械化による省力化 ・連作障害の回避 ・適正品種の組み合わせ ・減化学農薬・減化学肥料栽培	・水稲部門の育苗 ・ライスセンター利用 ・作型の拡大による労力の分散と収益向上 ・複式簿記の記帳 ・家族経営協定の締結	・月給制の導入 ・定休日の実施

【算定根拠】

$$\begin{array}{rcl}
 \text{農業粗収益} & - & \text{農業経営費} \\
 \underline{1,734 \text{ 万円}} & & \underline{1,211 \text{ 万円}} \\
 & = & \underline{523 \text{ 万円}} \\
 \text{農業所得} & &
 \end{array}$$

1 品目・栽培面積 (10a当たり生産量)	3 所得率・単位規模当たりの労働時間
水稲 150 a (544kg)	水稲 18% 15時間/10a
食用かんしょ 130 a (2,300kg)	食用かんしょ 35% 120時間/10a
春にんじん 40 a (4,000kg)	春にんじん 28% 230時間/10a
秋冬にんじん 50 a (4,300kg)	秋冬にんじん 29% 200時間/10a
秋冬だいこん 40 a (6,000kg)	秋冬だいこん 29% 150時間/10a
ばれいしょ 50 a (3,000kg)	ばれいしょ 30% 211時間/10a
2 生産量 (単価)	
水稲 8,160kg (236円/kg)	
食用かんしょ 29,900kg (230円/kg)	
春にんじん 16,000kg (130円/kg)	
秋冬にんじん 21,500kg (120円/kg)	
秋冬だいこん 24,000kg (75円/kg)	
ばれいしょ 15,000kg (139円/kg)	

個別経営体

営農類型	規 模	目 標	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事者の態様
施設野菜 専作 ・みつば (養液栽培)	ハウス 2,500m ² 労働力 家族 3 名 (主たる従 事者1名)	所得 535万円 労働時間 5,750時間 家族労働 5,750時間	[資本装備] ・鉄骨大型ハウス ・水耕プラント ・加温装置 ・冷却装置 (養液) ・無人防除機 ・自動包装機 ・下葉取り機 ・パネル洗浄機 ・トラック ・予冷库 ・パソコン ・作業場、倉庫 [技術内容] ・養液自動分析によ る合理的施肥 ・衛生管理の徹底 ・高度な栽培技術に よる良品多収生産	・パソコン利用に よる経営管理 ・共同選別場の利 用 ・販売方法の検討 ・複式簿記の記帳 ・家族経営協定の 締結	・月給制の導入 ・定休日の実施

【算定根拠】

$$\begin{array}{rcl} \text{農業粗収益} & - & \text{農業経営費} = \text{農業所得} \\ \underline{1,782 \text{万円}} & & \underline{1,247 \text{万円}} \quad \underline{535 \text{万円}} \end{array}$$

- | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| <p>1 品 目 (作型)
水耕みつば</p> <p>2 規 模
2,500m²</p> <p>3 生産量
36,000kg
(2.5×8回転×1,800kg/10a/1回)</p> <p>4 単 価
495円/kg</p> <p>5 所得率
30%</p> | <p>6 単位規模当たりの労働時間
2,300時間/10a</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|

個別経営体

営農類型	規 模	目 標	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事者の態様
施設野菜 専作 ・なす	ハウス 3,000m ² 労働力 家族 3 名 雇用 1 名 (主たる従 事者1名)	所得 526万円 労働時間 6,900時間 家族労働 6,000時間 雇用者 900時間	[資本装備] ・鉄骨大型ハウス ・暖房機 ・自動灌水装置 ・土壌消毒機 ・無人防除機 ・複合環境制御装置 ・トラクター23ps ・畦立機 ・トラック ・軽トラック ・パソコン ・作業場、倉庫 [技術内容] ・土壌分析による合理的施肥 ・高度な栽培技術による良品多収生産	・パソコン利用による経営管理 ・販売方法の検討 ・複式簿記の記帳 ・家族経営協定の締結	・月給制の導入 ・定休日の実施 ・休憩室の充実

【算定根拠】

$$\begin{array}{rcl} \text{農業粗収益} & - & \text{農業経営費} \\ 1,644 \text{万円} & & 1,118 \text{万円} \end{array} = \text{農業所得} \quad \underline{526 \text{万円}}$$

- | | |
|----------------------------------|--------------------------------|
| 1 品 目 (作型)
促成なす | 6 単位規模当たりの労働時間
2,300時間/10 a |
| 2 規 模
3,000m ² | 7 1時間当たりの雇用労賃
1,000円 |
| 3 生産量
43,500kg (14,500kg/10a) | |
| 4 単 価
378円/kg | |
| 5 所得率
32% | |

個別経営体

営農類型	規模	目標	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
露地野菜 ＋ 施設野菜 ・だいこん ・にんじん ・食用かんしょ ・ほうれんそう	畑 2.1 ha (うち、ビニールハウス 3,000㎡) 労働力 家族 2.5名 (主たる従事者1名)	所得 521万円 労働時間 4,860時間 家族労働 4,860時間	[資本装備] ・トラクター2台 ・ビニールハウス ・マルチ同時消毒機 ・つる刈り機 ・かんしょ収穫機 ・にんじん収穫機 ・かんしょ洗浄機 ・マルチ同時播種機 ・にんじん洗浄機 ・重量選別機 ・だいこん洗浄機 ・動力噴霧機 ・トラック ・軽トラック ・小型予冷庫 ・作業場、倉庫 [技術内容] ・高度な栽培技術による良品多収生産 ・連作障害の回避 ・適正品種の組み合わせ ・減化学農薬・減化学肥料栽培	・パソコンなどの活用による経営・労務管理 ・複式簿記の記帳 ・家族経営協定の締結	・月給制の導入 ・定休日の実施

【算定根拠】

$$\begin{array}{rcccl} \text{農業粗収益} & - & \text{農業経営費} & = & \text{農業所得} \\ 1,540 \text{万円} & & 1,019 \text{万円} & & 521 \text{万円} \end{array}$$

1 品目・栽培面積 (10a 当たり生産量)	3 所得率・単位規模当たりの労働時間
春だいこん 70a (5,900kg)	春だいこん 31% 180時間/10a
秋冬だいこん 30a (6,000kg)	秋冬だいこん 29% 150時間/10a
春にんじん 30a (4,000kg)	春にんじん 28% 230時間/10a
秋冬にんじん 40a (4,300kg)	秋冬にんじん 29% 200時間/10a
食用かんしょ 80a (2,300kg)	食用かんしょ 35% 120時間/10a
夏作ほうれんそう 50a (800kg)	夏作ほうれんそう 47% 140時間/10a
2 生産量 (単価)	4 ビニールハウスの利用体系
春だいこん 41,300kg (92円/kg)	春だいこん→夏作ほうれんそう1.7回転
秋冬だいこん 18,000kg (75円/kg)	
春にんじん 12,000kg (130円/kg)	
秋冬にんじん 17,200kg (120円/kg)	
食用かんしょ 18,400kg (230円/kg)	
夏作ほうれんそう 4,000kg (600円/kg)	

個別経営体

営農類型	規模	目標	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
露地野菜 専作 ・食用かんしょ ・にんじん ・だいこん	畑 2.4 ha 労働力 家族 3 名 (主たる従事者1名)	所得 530万円 労働時間 5,614時間 家族労働 5,614時間	[資本装備] ・トラクター23ps ・マルチ同時消毒機 ・つる刈り機 ・かんしょ収穫機 ・かんしょ洗浄機 ・マルチ同時播種機 ・にんじん洗浄機 ・重量選別機 ・だいこん洗浄機 ・動力噴霧機 ・トラック ・軽トラック ・作業場、倉庫 ・育苗ハウス [技術内容] ・高度な栽培技術による良品多収生産 ・緑肥栽培等による連作障害の回避 ・適正品種の組み合わせ ・減化学農薬・減化学肥料栽培	・作型の拡大による労力の分散と収益向上 ・複式簿記の記帳 ・家族経営協定の締結	・月給制の導入 ・定休日の実施

【算定根拠】

$$\begin{array}{rcccl} \text{農業粗収益} & - & \text{農業経営費} & = & \text{農業所得} \\ \underline{1,704 \text{ 万円}} & & \underline{1,174 \text{ 万円}} & & \underline{530 \text{ 万円}} \end{array}$$

1 品目・栽培面積 (10a当たり生産量)	3 所得率・単位規模当たりの労働時間
食用かんしょ 110 a (2,300kg)	食用かんしょ 35% 120時間/10a
春にんじん 70 a (4,000kg)	春にんじん 28% 230時間/10a
秋冬にんじん 70 a (4,300kg)	秋冬にんじん 29% 200時間/10a
春だいこん 40 a (5,900kg)	春だいこん 31% 180時間/10a
秋冬だいこん 40 a (6,000kg)	秋冬だいこん 29% 150時間/10a
春作緑肥 30 a	春作緑肥 14時間/10a
秋作緑肥 30 a	秋作緑肥 14時間/10a

2 生産量 (単価)

食用かんしょ	25,300kg (230円/kg)
春にんじん	28,000kg (130円/kg)
秋冬にんじん	30,100kg (120円/kg)
春だいこん	23,600kg (92円/kg)
秋冬だいこん	24,000kg (75円/kg)

個別経営体

営農類型	規模	目標	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様										
露地野菜専作 ・やまといも ・食用かんしょ	畑 2.4 ha 労働力 家族 2 名 (主たる従事者1名)	所得 528万円 労働時間 3,506時間 家族労働 3,506時間	[資本装備] ・トラクター23ps ・トラクター35ps ・土壌消毒機 ・堀取機 ・植え付け機 ・やまといも洗浄機 ・マルチ同時消毒機 ・つる刈り機 ・かんしょ洗浄機 ・動力噴霧機 ・低温貯蔵庫 ・真空包装機 ・トラック ・軽トラック ・作業場、倉庫 ・育苗ハウス [技術内容] ・畑かん施設の有効利用 ・緑肥栽培等による連作障害の回避 ・優良種いもの利用 ・減化学農薬・減化学肥料栽培	・作付体系の効率化 ・複式簿記の記帳 ・家族経営協定の締結	・月給制の導入 ・定休日の実施										
<p>【算定根拠】</p> <p style="text-align: center;"> 農業粗収益 - 農業経営費 = 農業所得 <u>1,508万円</u> <u>980万円</u> <u>528万円</u> </p> <p>1 品目・栽培面積（10a当たり生産量） 3 所得率・単位規模当たりの労働時間</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">やまといも 150 a (1,500kg)</td> <td style="width: 50%;">やまといも 38% 190時間/10a</td> </tr> <tr> <td>食用かんしょ 50 a (2,300kg)</td> <td>食用かんしょ 35% 120時間/10a</td> </tr> <tr> <td>秋作緑肥 40 a</td> <td>秋作緑肥 14時間/10a</td> </tr> </table> <p>2 生産量（単価）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">やまといも 22,500kg (553円/kg)</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>食用かんしょ 11,500kg (230円/kg)</td> <td></td> </tr> </table>						やまといも 150 a (1,500kg)	やまといも 38% 190時間/10a	食用かんしょ 50 a (2,300kg)	食用かんしょ 35% 120時間/10a	秋作緑肥 40 a	秋作緑肥 14時間/10a	やまといも 22,500kg (553円/kg)		食用かんしょ 11,500kg (230円/kg)	
やまといも 150 a (1,500kg)	やまといも 38% 190時間/10a														
食用かんしょ 50 a (2,300kg)	食用かんしょ 35% 120時間/10a														
秋作緑肥 40 a	秋作緑肥 14時間/10a														
やまといも 22,500kg (553円/kg)															
食用かんしょ 11,500kg (230円/kg)															

個別経営体

営農類型	規模	目標	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
施設花き 専作 ・シクラメン ・あじさい	ハウス 2,660㎡ (うち、 ガラス温室 2,000㎡、 ビニールハ ウス 660㎡) 労働力 家族 3 名 (主たる従 事者1名) 雇用 1 名	所得 525万円 労働時間 7,200時間 家族労働 6,000時間 雇用者 1,200時間	[資本装備] ・ガラス温室 ・ビニールハウス ・暖房機 ・自動かん水装置 ・自動式防除機 ・土壌混合機 ・冷蔵庫 ・パソコン ・管理舎 ・出荷準備室 ・トラック ・軽トラック [技術内容] ・底面給水方式の採用 ・補光施設の採用 ・オリジナル苗の育成 ・品種に応じた栽培管理	・出荷方法の合理化 ・作業・管理日誌の記録と活用 ・パソコンによる経営管理 ・家族経営協定の締結	・定休日の実施 ・休憩室の充実 ・福利厚生および雇用条件の充実 ・常雇用パートの技術者の養成

【算定根拠】

$$\begin{array}{rcl} \text{農業粗収益} & - & \text{農業経営費} = \text{農業所得} \\ \underline{2,781 \text{万円}} & & \underline{2,256 \text{万円}} \quad \underline{525 \text{万円}} \end{array}$$

- | | |
|-------------------------------|----------------------|
| 1 品目(作型・品種) | 6 単位規模当たりの労働時間 |
| シクラメン | シクラメン 1,800時間/1,000㎡ |
| あじさい | あじさい 1,800時間/1,000㎡ |
| 2 規模 | 7 1時間当たりの雇用労賃 |
| シクラメン 2,000㎡ | 1,000円 |
| あじさい 2,000㎡ | |
| 3 生産量 | |
| シクラメン 15,000鉢 (7,500鉢/1,000㎡) | |
| あじさい 27,600鉢 (13,800鉢/1,000㎡) | |
| 4 単価 | |
| シクラメン 750円/鉢 | |
| あじさい 750円/鉢 | |
| 5 所得率 | |
| シクラメン 19% | |
| あじさい 19% | |

個別経営体

営農類型	規 模	目 標	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事者の態様																						
植木専作 ・ツバキ ・ツツジ類 ・ベニカナメモチ ・ユニファ ー類 ・クス ・サンゴジ ュ 他	畑 2.5 ha (うち、 ビニール ハウス 1000㎡) 労働力 家族 2 名 (主たる従 事者1名)	所得 526万円 労働時間 3,500時間 家族労働 3,500時間	[資本装備] ・ビニールハウス ・ミスト施設 ・バックホー ・チェーンソー ・動力噴霧機 ・トラック(ユニック 付) ・トラック ・軽トラック ・出荷準備室 ・作業場、倉庫 [技術内容] ・鉢植木類の拡大 ・ミスト繁殖の技術 定着 ・適切な肥培管理の 実施 ・出荷容器の改善	・ほ場の整備(か ん水装置・道 路) ・育苗施設、出荷 準備室、作業施 設の充実 ・作業・管理日誌 の記録と活用 ・家族経営協定の 締結	・月給制の導入 ・定休日の実施																						
【算定根拠】																											
$\begin{array}{rcccl} \text{農業粗収益} & - & \text{農業経営費} & = & \text{農業所得} \\ \underline{1,920\text{万円}} & & \underline{1,394\text{万円}} & & \underline{526\text{万円}} \end{array}$																											
<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:50%;">1 品 目 (作型・品種)</td> <td style="width:50%;">5 所得率</td> </tr> <tr> <td>ツバキ、ツツジ類、ヘニカナメモチ</td> <td>鉢植木類 28%</td> </tr> <tr> <td>ユニファ ー類、クス、サンゴジ ュ他</td> <td>その他 27%</td> </tr> <tr> <td>2 規 模</td> <td>6 総労働時間</td> </tr> <tr> <td>2.5 ha (うち、ビニールハウス1,000㎡)</td> <td>3,500時間</td> </tr> <tr> <td>3 生産量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉢植木類 4,000本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他 10,000本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 単 価</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉢植木類 1,800円/本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他 1,200円/本</td> <td></td> </tr> </table>						1 品 目 (作型・品種)	5 所得率	ツバキ、ツツジ類、ヘニカナメモチ	鉢植木類 28%	ユニファ ー類、クス、サンゴジ ュ他	その他 27%	2 規 模	6 総労働時間	2.5 ha (うち、ビニールハウス1,000㎡)	3,500時間	3 生産量		鉢植木類 4,000本		その他 10,000本		4 単 価		鉢植木類 1,800円/本		その他 1,200円/本	
1 品 目 (作型・品種)	5 所得率																										
ツバキ、ツツジ類、ヘニカナメモチ	鉢植木類 28%																										
ユニファ ー類、クス、サンゴジ ュ他	その他 27%																										
2 規 模	6 総労働時間																										
2.5 ha (うち、ビニールハウス1,000㎡)	3,500時間																										
3 生産量																											
鉢植木類 4,000本																											
その他 10,000本																											
4 単 価																											
鉢植木類 1,800円/本																											
その他 1,200円/本																											

個別経営体

営農類型	規模	目標	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
酪農専業	乳牛 経産牛30頭 未経産牛15頭 飼料畑5ha 自作地3ha 借入地2ha 労働力 家族2名 (主たる従事者1名) 雇用・ヘルパー 各1名	所得 527万円 労働時間 5,055時間 経産牛 1頭当たり129時間 家族労働 3,655時間 雇用者 700時間 ヘルパー 700時間	[資本装備] ・トラクター(一部共同) 45・80ps ・ロータリー、プラウ ・ハーロー、播種機 ・プロトタイプキャスター ・マニュアルレクタ、コン ハーベスター(共同) ・モーターコンディショナ(共 同) ・ロールバレー(共同) ・ラッピングマシン(共同) ・グローブ(共同) ・バルククーラー(1t以上) ・ダンプカー、バキュームカー ・コンクリートフィーダー ・堆肥舎1,000㎡(共同) ・尿処理施設 (ラゲンばつ気・液肥化) ・牛舎500㎡ ・育成舎、飼料庫、 サイロ ・細霧装置、扇風機 ・パイプラインミルカー ・バルククーラー(1t以上) ・運動場500㎡ (乾乳・育成用) [技術内容] ・つなぎ・パイプライン ミルカー方式又はフリー ストールバレー方式 ・TMR方式採用 ・牛群検定の利用 ・WCSイネの活用 ・ラップ体系 ・牛群管理アプリシステム ・カウ・コンフォートの採用	・飼料生産機械の 共同利用 ・自給飼料生産基 盤の団地化 ・未利用地活用 ・転換水田活用 (集団連携) ・雇用労働活用 (ヘルパーほか) ・簿記管理改善 ・預託等の活用 ・自給飼料増産 ・飼料生産省力化、 外部化(コントラクター) ・堆肥化耕畜連携 等の協同化 ・複合部門の導入 連携(肉用牛) ・地域営農等への 貢献 ・家族経営協定の 締結	・ヘルパーの活用 ・給餌、搾乳システ ムの合理化 ・育成管理方式 (隔離、カウハッチ) ・食育・体験農業等 の受入 ・コントラクター等による 地域労働システムへ の参画

【算定根拠】

農業粗収益	－	農業経営費	=	農業所得
3,010万円		2,483万円		527万円
1 品 目 (酪農専業)		6 単位規模当たりの労働時間		
2 規 模 経産牛 30頭 未経産牛 15頭		経産牛 1頭当たり129時間／年		
3 生産量 経産牛1頭当たり8,800kg		7 1時間当たりの雇用労賃		
4 単 価 114円		1,000円		
5 所得率 17.5%				

個別経営体

営農類型	規模	目標	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
肉用牛専業	F1(交雑種) 300頭 出荷頭数 180頭 (60%) 稲ワラ収集 20ha 飼料畑3ha (ロールバール 体系) 自作地3ha 労働力 家族 2.5名 (主たる従 事者1名) 雇用 1名	所得 523万円 労働時間 4,500時間 1頭当たり 15時間 家族労働 4,100時間 雇用者 400時間	〔資本装備〕 ・肥育牛舎 ・育成舎 ・堆肥舎(共同) ・農機具庫 ・トラクター(一部共 同) ・ロータリー、播種機 ・ブロードキャスター ・マニュアルレクター (共 同) ・ロールバール(共同) ・ラッピングマシン(共同) ・グロブ(共同) ・ダンプカー ・牛舎器 ・細霧装置、扇風機 ・運動場 〔技術内容〕 ・国産稲ワラの 収集・利用 ・WCSイネ活用 ・グラス体系 (ロールバールサイレージ 又は乾草) ・牛群管理パソコシステム ・導入先の安定化	・飼料生産機械の 共同利用 ・自給飼料生産基 盤の団地化 ・未利用資源活用 ・水田活用 (集団連携) ・雇用労働活用 (ヘルパーほか) ・簿記管理改善 ・導入先酪農との 連携 ・自給飼料増産 ・飼料生産省力化 ・外部化(コントラクター) ・堆肥化耕畜連携 等の協同化 ・家族経営協定の 締結	・ヘルパーの活用 ・給餌システムの合理 化 ・共同事業等への 参画 ・定期休日の確保

【算定根拠】

$$\text{農業粗収益} - \text{農業経営費} = \text{農業所得}$$

$$\underline{11,372 \text{万円}} - \underline{10,849 \text{万円}} = \underline{523 \text{万円}}$$

- | | | | |
|-----------|------------------------------------|----------------|-------------|
| 1 品 目 | 肉用牛専業 (F1(交雑種)) | 5 単位規模当たりの労働時間 | 1頭当たり15時間/年 |
| 2 規 模 | 販売頭数180頭 | 6 1時間当たりの雇用労賃 | 1,000円 |
| 3 生産量及び単価 | 肥育牛1頭当たり 780kg
×60%×1,350円=63万円 | | |
| 4 所得率 | 4.6% | | |

個別経営体

営農類型	規模	目標	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
養豚専業	養豚 繁殖雌豚 100頭 繁殖雄豚 8頭 経営面積 (施設等用地) 1.5ha 労働力 家族 2.5名 (主たる従 事者1名) 雇用 1名	所得 522万円 労働時間 3,700時間 繁殖雌豚 1頭当たり 37時間 家族労働 2,800時間 雇用者 900時間	[資本装備] ・分娩・離乳舎 (ウインドレス複列型) ・子豚舎 (群飼複列型) ・肥育豚舎 (群飼開放型) ・飼料タンク ・倉庫 ・堆肥舎(保管庫) ・発酵処理施設 ・尿処理施設 (浄化槽・液肥施設) ・自動給餌機 ・トラック ・ダンプ ・ショベルローダー ・バキュームカー ・消毒システム [技術内容] ・系統豚の利用 ・無看護分娩 ・人工授精活用 ・繁殖豚群管理 ・換気システム ・肥育管理システム化 ・効率的ふん尿処理 ・消毒の徹底 ・地域の耕畜連携	・雇用労働活用 ・簿記管理改善 ・堆肥化耕畜連携 等の協同化 ・慢性疾病改善等 清浄化プログラム ・家族経営協定の 締結	・定期的休日採用 ・給餌、管理システム 自動化、合理化 ・育成管理方式 (隔離育成) ・食育農業の推進

【算定根拠】						
		農業粗収益	－	農業経営費	=	農業所得
		5,434万円		4,912万円		522万円
1 品目	養豚一貫専業					6 単位規模当たりの労働時間
2 規模	繁殖豚 100頭					繁殖雌豚 1頭当たり37時間/年
3 生産量	繁殖豚 1頭当たり年間肉豚出荷頭数 19頭以上、出荷時生体重110kg					7 1時間当たりの雇用労賃
4 単価	枝肉単価400円 (枝肉歩留まり65%)					1,000円
5 所得率	9.6%					

個別経営体

営農類型	規模	目標	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
採卵養鶏	採卵経営 30,000羽 労働力 家族 2 名 (主たる従 事者1名) 雇用 2 名	所得 520万円 労働時間 6,600時間 100羽当たり 22時間 家族労働 4,000時間 雇用者 2,000時間	[資本装備] ・鶏舎(ウインドレス) ・鶏糞処理施設 ・倉庫 ・飼料タンク ・自動給餌システム ・自動集卵機 ・自動除糞装置 ・トラック ・バケットローダー [技術内容] ・大雛導入 ・光線管理 ・効率的なワクチネーション ・効率的なステージ別飼料給与 ・効率的な糞尿処理	・パソコン利用による経営管理 ・選卵作業のGPセンター委託 ・家族経営協定の締結	・定期的休日採用

【算定根拠】

$$\begin{array}{rclcl} \text{農業粗収益} & - & \text{農業経営費} & = & \text{農業所得} \\ \underline{10,160 \text{万円}} & & \underline{9,640 \text{万円}} & & \underline{520 \text{万円}} \end{array}$$

- | | | |
|-------|----------------------|---------------------------------|
| 1 品 目 | 養鶏 | 6 単位規模あたりの労働時間
100羽当たり22時間/年 |
| 2 規 模 | 採卵鶏 30,000羽 | |
| 3 生産量 | 成鶏1羽当たり産卵量
18.3kg | 7 1時間当たりの雇用労賃
1,000円 |
| 4 単 価 | 185円/kg | |
| 5 所得率 | 5.1% | |

組織経営体

営農類型	規模	目標	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
水稲専作	水田 23.0ha うち自作地 4.0ha うち借入地 19.0ha 作業受託 田植 5ha 刈取 5ha 労働力 主たる従事者3名 臨時雇用 3名	所得 526万円 ×3 1,579万円 労働時間 5,977時間 うち 主たる従事者3人で 5,977時間	〔資本装備〕 ・トラクター 40～60ps 2台 ・畦塗機 ・ロータリー1.8m ・ドライブハロー3.4m ・育苗施設 ・側条施肥田植機6条 2台 ・動力散布機 ・刈払機 ・コンバイン6条2台 ・乾燥・調製施設 ・ダンプトラック2t ・軽トラック ・作業場、倉庫 〔技術内容〕 ・適正な品種の組み合わせ ・適正な水管理 ・倒伏防止対策 ・苗販売 ・畦畔管理の省力化 ・特別栽培米の導入	・長期間安定借地 ・ほ場の団地化 ・ほ場別生産状況の記録管理 ・複式簿記の記帳 ・農繁期パートの導入 ・法人化 ・地域生産施設の利用 ・プール清算 ・育苗ハウスの有効利用	・月給制の導入 ・定休日の実施 ・各種保険の加入

【算定根拠】

農業粗収益	－	農業経営費	=	農業所得	(主たる従事者一人当たり)
4,047万円		2,468万円		1,579万円	526万円

1 品 種	5 所得率
主食用米 23.0ha	39%
コシヒカリ : 16.0ha その他 : 7.0ha	6 単位規模当たりの労働時間
飼料用米 10.0ha	13.9時間/10a (43.0ha分)
2 規 模	7 借入地面積
33.0ha (自作地4.0ha、借入地29.0ha)	29.0ha
作業受託 (田植 5.0ha、刈取 5.0ha)	8 1時間当たりの雇用労賃
3 生産量	1,000円
主食用米 125,120kg (544kg/10a)	9 10a 当たり地代
飼料用米 63,000kg (630kg/10a)	15,000円
4 単 価	10 10a 当たり作業受託料金
主食用米 236円/kg 飼料用米 10円/kg	田植 8,300円
※飼料用米交付金90,000円/10a	刈取 18,300円

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に多古町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、多古町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

(農業経営の指標の例)

営農類型	規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
水稲	<作付面積等>	<資本装備>	・複式簿記記帳の実施	・家族労働力=2名 ・家族経営協定締結に基づく給料制、休日制の導入
	水稲=10ha	・トラクター35ps×1台	による経営と家計の分離	
	稲WCS=3ha	・田植機5条×1台	・青色申告の実施	
		・コンバイン4条×1台	・経営診断の実施	
	<作業受託>	・乾燥機30石×2台	・雇用の確保	
	田植え=2ha	<その他>		
	稲刈り=2ha	・稲WCS栽培圃場での堆肥散布による耕畜連携の取り組み		
<経営面積>				
水田=13ha				
露地野菜	<作付面積等>	<資本装備>	・複式簿記記帳の実施	・家族労働力=2名 ・雇用従事者=1名 ・家族経営協定締結に基づく給料制、休日制の導入
	ヤマトイモ=3ha	・トラクター 2台	による経営と家計の分離	
	緑肥 20a	・ロータリー 1台	・青色申告の実施	
		・土壌消毒機 1台	・経営診断の実施	
	<経営面積>	・植付機 1台	・雇用の確保	
	畑=3.2ha	・管理機 1台		
		・掘り取り機 1台		
		・灌水設備		
		・薬剤散布機		
		・トラック 1台		
		・貯蔵庫		
		<その他>		
		・緑肥等の導入による輪作体系		
	・出荷調製の共同化			
	・共同出荷場の使用			

露地野菜	<p><作付面積等> 食用かんしょ =2.8ha 秋冬にんじん =50a 春夏にんじん =30a 緑肥 30a</p> <p><経営面積> 畑=3.6ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター 2台 ・根菜類掘取機 1台 ・肥料散布機 1台 ・畦立マルチ消毒薬同時施用アタッチ 1台 ・洗浄機 2台 ・エンジン播種機 1台 ・育苗ハウス ・貯蔵庫 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑肥等の導入による輪作体系 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・経営診断の実施 ・雇用の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働力=2名 ・雇用従事者=1名 ・家族経営協定締結に基づく給料制、休日制の導入
施設野菜	<p><作付面積等> ナス=20a</p> <p><経営面積> 施設面積=20a</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・パイプハウス 20a ・トラクター 1台 ・灌水装置、動力噴霧器、暖房機、管理機等 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー型暖房機を活用した長期越冬栽培 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・経営診断の実施 ・雇用の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働力=2名 ・雇用従事者=1名 ・家族経営協定締結に基づく給料制、休日制の導入
	<p><作付面積等> ミニトマト=25a</p> <p><経営面積> 施設面積=25a</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・パイプハウス 25a ・トラクター 1台 ・選果機 1台 ・灌水装置、動力噴霧器、暖房機、管理機等 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー型暖房機を活用した長期越冬栽培 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・経営診断の実施 ・雇用の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働力=2名 ・雇用従事者=1名 ・家族経営協定締結に基づく給料制、休日制の導入

	<u><作付面積等></u> ホウレンソウ=150a <u><経営面積></u> 施設面積=30a	<u><資本装備></u> ・パイプハウス 30a ・トラクター 1台 ・播種機 1台 ・予冷库、灌水装置、 動力噴霧器	・複式簿記記帳の実施 <u>による経営と家計の分離</u> ・青色申告の実施 ・経営診断の実施 ・雇用の確保	・家族労働力=2名 ・雇用従事者=1名 ・家族経営協定締結 <u>に基づく給料制、休</u> <u>日制の導入</u>
露地+施設 野菜	<u><作付面積等></u> ホウレンソウ=20a ヤマトイモ=1.5ha 緑肥=50a <u><経営面積></u> 施設面積=20a 露地畑面積=2ha	<u><資本装備></u> パイプハウス 20a トラクター 1台 播種機 1台 ・土壌消毒機 1台 ・植付機 1台 ・管理機 1台 ・掘り取り機 1台 ・灌水設備 ・予冷库 ・動力噴霧器 <u><その他></u> ・緑肥等の導入による 輪作体系 ・出荷調製の共同化	・複式簿記記帳の実施 <u>による経営と家計の分離</u> ・青色申告の実施 ・経営診断の実施 ・雇用の確保	・家族労働力=2名 ・雇用従事者=1名 ・家族経営協定締結 <u>に基づく給料制、</u> <u>休日制の導入</u>

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

多古町の特産品である多古米・大和芋などの農畜産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業事務所や千葉県農業者総合支援センター等の県が整備した農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制の導入、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組む。

加えて、多古町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市町村が主体的に行う取組

本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業事務所や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、町が主体となって、農業事務所、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係団体と連携することにより、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制の構築を目指す。

加えて、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関の連携・役割分担の考え方

農業事務所等の関係機関と緊密な連携をとり、就農相談対応や人材確保に係る支援を行う。また、就農希望者の営農計画作成に対する支援を行う。就農希望者等の受入について、関係機関と連携した体制を構築するとともに、生活・住居等に関する情報の提供、定着する上での相談対応等をサポートする。

農業委員会は、農業委員や農地利用最適化推進委員と連携し、就農希望者への農地等の情報提供を行う。

農業協同組合は、就農希望者等の作物ごとの営農技術等の指導を行うとともに、必要に応じて資金面の支援を行う。

農業事務所は担い手の育成に向けて、普及指導員による指導に加え、各種の研修会等の実施や専門家派遣による個別支援などを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

多古町は、多古町農業連絡協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、農業事務所へ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努める。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業事務所及び農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な経営体が地域の農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、これらの経営体に対する農用地の面的集積についてに関する目標は、次のとおりとする。

効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	利用集積の目標面積
60.0%	1,884ha

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

『参考』

地 域	予想農用地面積(A)	利用集積の目標面積(B)	目標シェア $B/A \times 100$
平地農業地域	3,140 ha	1,884ha	60.0%

注1) 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標には、基幹的作業（水稻については耕起・代かき・田植え・収穫、その他の作物については耕起・播種・収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託面積を含む。

注2) 目標年次は、概ね10年後とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

多古町においては、水稻を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため具体的に以下の施策・事業の実施を図っていく。

- ① 認定農業者、集落営農組織等効率的かつ安定的な経営体の育成
- ② 地域の実情にあわせた多様な担い手の育成
- ③ 農用地利用集積円滑化団体による①及び②に対する農地の面的集積の促進
- ④ 地域担い手育成総合支援協議会との協力

(3) 関係団体等との連携体制

多古町では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等が連携して、上記の施策・事業等の推進を実施する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

多古町は、千葉県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、多古町農業の地域特性、すなわち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえ、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

多古町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- ② 利用権設定等促進事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえ、それぞれの地域で適切かつ重点的に実施するものとする。

さらに、多古町は、農用地利用改善団体に対し、特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じて農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 第18条第1項の協議の場の設置の方法

- ① 協議の場の開催時期
幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である多古米の農繁期を除いて設定する。
- ② 開催に係る情報提供の方法
開催に当たっては、多古町の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。
- ③ 参加者
農業者、多古町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の支部員、土地改良区、千葉県、その他の関係者とする。
- ④ 協議すべき事項
協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。
- ⑤ 相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を産業経済課に設置する。

(2) 第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

本町は、地域計画の策定に当たって、千葉県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 利用権設定等促進事業

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依拠してそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（エ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）及び（エ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（ウ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは法第7条に規定する農地中間管理機構の特例事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下「政令」という。）第3条で定める者を除く。）は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア その者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 多古町への確約書の提出や多古町との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①

の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行いかつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分及び株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分及び株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 多古町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 多古町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

① 多古町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② 多古町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30

日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（５）要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、多古町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 多古町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、（４）の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

（６）農用地利用集積計画の作成

- ① 多古町は、（５）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 多古町は、（５）の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、多古町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 多古町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その

者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては、農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法第6条の2で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨

- ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
- (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

多古町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得られていなければならないとする。

(9) 公告

多古町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を多古町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

多古町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

多古町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 多古町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 多古町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 多古町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を多古町の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 多古町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の所有者に対しての当該農用地についての権利の設定のあっせん等(農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業の実施等)の働きかけ等を行う。

**3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準
その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項**

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

多古町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために

行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び、農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を多古町に提出して、農用地利用規程について多古町の認定を受けることができる。

② 多古町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために

適切なものであること。

エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 多古町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を多古町の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規程は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 多古町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農

作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について 利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5) の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 多古町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 多古町は、(5) の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業事務所、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(1) 農作業の受委託の促進

多古町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促

進する上で 必要な条件の整備を図る。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

また、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の活用等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

多古町は、効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。

このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るよう、相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて、経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の3(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

町が主体となって農業事務所、農業委員、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力して、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために多古町新規就農者交流会への参加を促し、交流の機会を設ける。また、商工会や道の駅多古出品者協議会とも連携して、道の駅等の直売所への出荷のためのアドバイスをを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、就農準備資金・経営開始資金や青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については農業事務所と連携を取り応じるとともに、技術や経営ノウハウについての習得、就農後の営農指導等フォローアップについては農業事務所、農業協同組合、多古町認定農業者や指導農業士、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

多古町は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 生産基盤整備の推進

多古町は、次の各施策により農業生産基盤整備を実施し、水田の大区画化の促進や地域の実情に合わせた農道、用排水の整備、田直し等の小規模土地基盤整備等を積極的に推進する。

- ・ 県営かんがい排水事業 両総多古支線地区 (H26～R6)
- ・ 県営経営体育成基盤整備事業 船越地区 (R6～R10)

イ 農村環境整備の推進

多古町は、良好な農村環境の整備・保全を積極的に推進し、定住条件の整備を通じて農業の担い手確保に努める。

ウ 農地等保全管理の推進

多古町は、天災等による農地等への被害を防止するように努める。

エ 多古町は、農業構造改善事業 (H7～H10) により導入した、ライスセンター、育苗センター、高性能農業機械施設、高品質堆肥等供給施設等の農業近代化施設の積極的な利用を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていく上での条件を整える。

オ 多古町は、多古町水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。

また、面的な広がり田畑輪換を実施する集団的土地利用を範としつつ、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて、農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

カ 多古町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるよう配慮するものとする。

(2) 推進体制等

①事業推進体制

多古町は、農業委員会、農業事務所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となったの合意の下に、効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

②農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、多古町担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、多古町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、令和5年9月30日から施行する。

別紙1（第5の2の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、利用権の設定等（その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会その他政令で定める者を除く。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受けた土地の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社等（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用権の設定等を受ける場合

・・・耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（2）農業協同組合法第72号の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条5号、第7号若しくは第8号に掲げる法人（そ

れぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙2（第5の2の（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする貸借又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準
<p>1 残存期間は3年（農業者年金制度の関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもの定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知)第6に留意しつつ定めるものとする。</p>

③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、貸借人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し、民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定促進事業の実施により利用権設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、多古町が設定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準
I の①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の3と同じ。</p>

③借賃の支払方法	④有益費の償還
I の③に同じ。	I の④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る費用を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>

③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、委託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事業の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>

③所有権の移転の時期
<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>